

新 旧 対 照 表

改 正 後			改 正 前		
消費税法等の施行に伴う法定調書の記載方法について			消費税法の施行に伴う法定調書の記載方法について		
標題のことについては、下記によることとしたから、留意されたい。			標題のことについては、下記によることとしたから、留意されたい。 なお、この取扱いは、平成元年５月末日提出期限のものから適用する。		
(趣旨) 所得税法及び消費税法の一部を改正する法律（平成６年法律第 109 号）及び地方税法の一部を改正する法律（平成 6 年法律第 111 号）の施行に伴い、法定調書に記載すべき支払金額等の取扱いについて明らかにするとともに所要の整備を図るものである。			(趣旨) 消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）が施行されたことに伴い、法定調書に記載すべき支払金額等の取扱いについて明らかにするものである。		
記			記		
所得税法第 225 条第 1 項第 3 号、第 6 号、第 8 号、第 9 号、第 10 号及び同法第 227 条の適用を受ける報酬、料金、契約金、賞金、手数料、人的役務の対価、貸付けの対価、使用料、譲渡の対価又は信託の利益（以下、「報酬等」という。）が支払われる場合において、当該報酬等が消費税法第 28 条に規定する消費税の課税標準たる課税資産等の譲渡等の対価にも該当するとき、別紙に掲げる法定調書に記載すべき支払金額等は、原則として、 <u>消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）</u> の額を含めた金額とする。ただし、支払を受ける者からの請求書等において報酬等の額と <u>消費税等</u> の額が明確に区分されている場合などには、 <u>消費税等</u> の額を含めないで記載して差し支えないが、この場合には、 <u>当該消費税等</u> の額をそれぞれの法定調書の「摘要」欄に記載することとする。			所得税法第 225 条第 1 項第 3 号、第 6 号、第 8 号、第 9 号、第 10 号及び同法第 227 条の適用を受ける報酬、料金、契約金、賞金、手数料、人的役務の対価、貸付けの対価、使用料、譲渡の対価又は信託の利益（以下、「報酬等」という。）が支払われる場合において、当該報酬等が消費税法第 28 条に規定する消費税の課税標準たる課税資産等の譲渡等の対価にも該当するとき、別紙に掲げる法定調書に記載すべき支払金額等は、原則として、 <u>消費税</u> の額を含めた金額とする。ただし、支払を受ける者からの請求書等において報酬等の額と <u>消費税</u> の額が明確に区分されている場合などには、 <u>消費税</u> の額を含めないで記載して差し支えないが、この場合には、 <u>当該消費税</u> の額をそれぞれの法定調書の「摘要」欄に記載することとする。		
別紙			別紙		
法定調書の記載金額			法定調書の記載金額		
法定調書の種類	支 払 金 額	項 目	法定調書の種類	支 払 金 額	項 目
報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	省 略	省 略	報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	同 左	同 左
損害保険代理報酬の支払調書	省 略	省 略	損害保険代理報酬の支払調書	同 左	同 左
不動産の使用料等の支払調書	省 略	省 略	不動産の使用料等の支払調書	同 左	同 左
不動産等の譲受けの対価の支払調書	省 略	省 略	不動産等の譲受けの対価の支払調書	同 左	同 左
不動産等の売買又はあっせん手数料の支払調書	省 略	省 略	不動産等の売買又はあっせん手数料の支払調書	同 左	同 左
株式等の譲渡の対価の支払調書	省 略	省 略	株式等の譲渡の対価の支払調書	同 左	同 左
信託の計算書	省 略	省 略	信託の計算書	同 左	同 左
非居住者等に支払われる人的役務提供事業の対価の支払調書	省 略	省 略	非居住者等に支払われる人的役務提供事業の対価の支払調書	同 左	同 左
非居住者等に支払われる不動産の使用料等の支払調書	省 略	省 略	非居住者等に支払われる不動産の使用料等の支払調書	同 左	同 左
非居住者等に支払われる工業所有権の使用料等の支払調書	省 略	省 略	非居住者等に支払われる工業所有権の使用料等の支払調書	同 左	同 左
非居住者等に支払われる機械等の使用料の支払調書	省 略	省 略	非居住者等に支払われる機械等の使用料の支払調書	同 左	同 左
非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書	省 略	省 略	非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書	同 左	同 左
非居住者等に支払われる不動産の譲受けの対価の支払調書	所得税法第 161 条 1 号の 2 に規定する不動産等の譲渡による対価	支払金額			